

青森県報

号外第五号

令和八年
二月四日
(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示……(事務局) : 一
- 東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示……(同) : 一
- 東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示……(同) : 二
- 西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示……(同) : 三
- 西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示……(同) : 三
- 西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示……(同) : 四

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年二月四日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本 光明

一 集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 区域 青森県東部海区海域
 - 2 期間 令和八年六月一日から令和九年一月三十一日まで
- 1 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業(以下「いか釣り漁業」という。)を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければ操業をしてはならない。
 - 2 承認の申請

1 十トン以上三十トン未満の動力船にあっては百六十キロワット以下
2 五トン以上十トン未満の動力船にあっては百二十キロワット以下
3 五トン未満の動力船にあっては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもつて使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いか釣り漁業

四 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年二月四日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本 光明

船舶ごとに、別に定める「令和八年度青森県東部海区いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

2 委員会が事情やむを得ないと認めた者

3 承認を受けた者の遵守事項

4 承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。
- 2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 3 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- 4 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。
- 5 承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たつては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するに当たつては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあつては八戸漁業指導協会）を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年二月四日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的とし、総トン数一トン以上（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン以上）五トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「自家用釣餌用いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

ただし、青森県下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以東の海域を除く。

2 期間 令和八年六月一日から令和九年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和八年度青森県東部海区自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 採捕したスルメイカは陸揚げしてはならない。
- 2 手釣、竿釣以外の漁法で操業してはならない。
- 3 操業に当たつては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 4 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- 5 承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いか釣り漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業を

してはならない。

2 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

六 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法（昭和二十九年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年二月四日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 堀内精二

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあっては百六十キロワット以下
- 2 五トン以上十トン未満の動力船にあっては百二十キロワット以下
- 3 五トン未満の動力船にあっては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもつて使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いか釣り漁業

四 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年二月四日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 堀内精二

一 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

- 1 区域 青森県西部海区海域
- 2 期間 令和八年六月一日から令和九年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和八年度青森県西部海区いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。
- 2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 3 委員会が定める船体用標識を船橋櫻両側面の最も見やすい場所に表示すること。

4 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

5 承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たつては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するに当たつては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年二月四日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 堀内精二

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「自家用釣餌用いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

ただし、青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線（以下「龍飛白神線」という。）以東の海域において、総トン数一トン未満

船（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン未満船）により自家用釣餌用いか釣り漁業を営む者は、この限りでない。

1 区域

(一) 青森県日本海海域

青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ直線より西側の海域。

(二) 青森県津軽海峡西部海域

青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ直線より東側の津軽海峡西部海域。ただし、青森県下北郡焼山崎から青森県東津軽郡明神崎灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾を除く。

2 期間 令和八年六月一日から令和九年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和八年度青森県西部海区自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 青森県日本海海域

(一) 外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町及び深浦町に居住し、前年度において、この漁業をした実績を有する者

2 青森県津軽海峡西部海域

(一) 外ヶ浜町、今別町、大間町、風間浦村、むつ市大畑町に居住し、前年度において、この漁業をした実績を有する者

四 承認を受けた者の遵守事項

(一) 委員会が事情やむを得ないと認めた者

1 委員会が事情やむを得ないと認めた者

2 採捕したスルメイカは、陸揚げしてはならない。

3 自動いか釣り機の台数は、四台以内とする。ただし、龍飛白神線以東においては、これを使用してはならない。

4 委員会が定める船体用標識を船橋棟両側面の最も見やすい場所に表示すること。

- 5 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。
- 6 承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いか釣り漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業をしてはならない。

六 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一
番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
人)

定価小口一枚二付
毎週月・水・金曜日發行
二十一円七十銭